

1 2 月 1 3 日 (第 2 日)

12月13日(火)第2日 午前10時開議

出席議員

1番	越野哲也	2番	野崎剛睦
3番	前田鎮夫	4番	胡子雅信
5番	林久光	6番	住岡淳一
7番	山根啓志	8番	胡子勝弘
9番	登地靖徳	10番	浜西金満
11番	山本一也	12番	石下洋子
13番	大越保之	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	山木信勝	18番	下河内泰
19番	太刀掛隼則	20番	扇谷照義
21番	小西俊明	22番	沖也寸志
23番	伊藤一志	24番	西中克弘
25番	上田正	26番	田中達美

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	曾根 薫	助役	津山 直登
収入役	山西 文男	教育長	正井 嘉明
総務部長	田口 宜久	市民生活部長	玉井 栄藏
福祉保健部長	横杉 哲治	産業部長	出口 節雄
土木建築部長	黒瀬 洋二	教育部長	吉田 茂
生涯学習部長	東谷 寛明	企業局長	中下 清和
消防長	小跡 孝廣	江田島支所長	山本 秀男
沖美支所長	大越 次人	大柿支所長	川本 恒子
総務課長	酒永 光志	財政課長	後川 正博
企画振興課長兼情報政策課長	空田 賢治	監査委員	栗本 勲二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 豊
議会事務局次長	土手 三生
議事調査係長	横手 乃文

議 事 日 程

日程第1 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………

日程第 2	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問について……	67
日程第 3	議案第 1 4 5 号	工事請負契約の締結について……………	67
日程第 4	議案第 1 4 6 号	江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について……………	71
日程第 5	議案第 1 4 7 号	江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について……………	81
日程第 6	議案第 1 4 8 号	江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について……	82
日程第 7	議案第 1 4 9 号	土地改良事業計画の変更について……………	83
日程第 8	議案第 1 5 0 号	土地改良事業計画について	
日程第 9	議案第 1 5 1 号	平成 1 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）……	86
日程第 1 0	議案第 1 5 2 号	平成 1 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	93
日程第 1 1	議案第 1 5 3 号	平成 1 7 年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）……………	95
日程第 1 2	議案第 1 5 4 号	平成 1 7 年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	96
日程第 1 3	議案第 1 5 5 号	平成 1 7 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）……………	98
日程第 1 4	議案第 1 5 6 号	平成 1 7 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	99
日程第 1 5	議案第 1 5 7 号	平成 1 7 年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	100
日程第 1 6	議案第 1 5 8 号	平成 1 7 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第 3 号）……………	102
日程第 1 7	議案第 1 5 9 号	平成 1 7 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 1 号）……………	105
日程第 1 8	議案第 1 6 0 号	平成 1 7 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	108
日程第 1 9	議案第 1 6 1 号	平成 1 6 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	110
日程第 2 0	議案第 1 6 2 号	平成 1 6 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 2 1	議案第 1 6 3 号	平成 1 6 年度江田島市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 2 2	議案第 1 6 4 号	平成 1 6 年度江田島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 2 3	議案第 1 6 5 号	平成 1 6 年度江田島市住宅新築資金等貸付	

		事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第24	議案第166号	平成16年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第25	議案第167号	平成16年度江田島市漁港管理特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第26	議案第168号	平成16年度江田島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第27	議案第169号	平成16年度江田島市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第28	議案第170号	平成16年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第29	議案第171号	平成16年度江田島市教育振興奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第30	議案第172号	平成16年度江田島市振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第31	発議第11号	定率減税の縮小・廃止に反対する意見書（案）の提出について……………	112
日程第32	発議第12号	児童手当の拡充に関する意見書（案）の提出について……………	113
日程第33	発議第13号	「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）の提出について……………	114
日程第34	発議第14号	議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）の提出について……………	115

## 開議 午前10時00分

○議長（田中達美君） ただいまの出席議員は26名でございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

議事に入る前に一言おわびを申し上げます。

昨日については、鎌田議員の一般質問に対して、日当次長が私の許可を得ずに議場に入場いたしまして、そのまま一般質問の答弁をいたしました。本来ですと、議長の許可を得ずに議場に入るということはできないことになっております。今後は、十分注意いたしまして、会議規則を原則に守るように注意いたしますので、よろしく願いいたします。

おわびをいたします。

津山助役。

○助役（津山 直登君） ただいまの件でございますけども、昨日、一般質問におきまして説明員以外の職員が、議長の許可なく議場に入るという事態が起きました。誠に申し訳ございません。

今後は、議会運営の方針に対しまして、今後、こういうことのないように十分注意してまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

### 日程第1 同意第4号

○議長（田中達美君） 日程第1「同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） おはようございます。昨日に引き続いてのご出席ありがとうございます。

ただいま上程になりました「同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

次の者を江田島市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をいただきたいのであります。

住所は江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、氏名は上口淨、生年月日は昭和〇年〇月〇〇日生まれ、73歳でございます。

この方は、江田島町の教育委員会委員としても、そして市の教育委員としても、1年間努力をしてくださった方で、引き続きお願いをしたいのであります。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思いますのですが、どうしても質問がある方は、質問をお受けしますので、討論については、いろい

ろ本人の個人の問題とか、そういうことに及びますので、討論は、どうしても省略させていただきます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

それでは、これから「同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、「同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定いたしました。

## 日程第2 諮問第1号

○議長(田中達美君) 日程第2「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問について」を議題といたします。

曾根市長から提出の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 諮問第1号でございます。「人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問について」でございますが。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所としましては、江田島市大柿町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名 山本幸、生年月日昭和〇〇年〇月〇〇日生まれで、64歳でございます。

この方は、人格、識見高く、地域社会の実情にも明るく、最適の方だと私が推薦申し上げるわけでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(田中達美君) 先ほどと同じ理由で、討論だけは省略させていただきます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、山本幸さんを適任とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問について」は、山本幸さんを適任とすることに決定いたしました。

## 日程第3 議案第145号

○議長（田中達美君） 日程第3「議案第145号 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第145号でございます。「工事請負契約の締結について」でございます。

汚水管渠築造工事（大原17-1）の工事請負契約について、推進工法の一部を変更することに伴い、次のとおり請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、工事請負契約の内容についてご説明をいたします。

工事名は、汚水管渠築造工事（大原17-1）、工事場所 江田島市大柿町大原、工期 平成17年7月20日から平成18年2月28日まで、請負金額 変更前の金額140,700千円、変更後の金額165,577,650円、24,877,650円の増額でございます。工事請負業者 平井ブロック株式会社、平成17年12月12日提出でございます。

この変更契約につきましては、当初は140,000千円ということで、議会審議案件でございませぬので、変更後、増額により150,000千円、大体5,000千円ぐらいの増額になりまして、改めて工事請負契約に締結という形で議案を提出させていただいたものでございます。

それでは、工事概要、変更理由等についてご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

この大原（17-1）工区、この工事につきましては、ここの赤で記しております実線と点線区間約1,300mの汚水管渠の埋設工事でございます。

今回の変更箇所は、真ん中の赤い太い実線で記しております約300m区間についてでございます。この300m区間につきましては、ご覧のように、工事場所が海岸に近いこと、そのために地下水位が高いということでございます。それと、埋設の深さが高いということで、通常の開削工事ではなく、推進工法を用いて施工すると、当初から設計しております。

で、推進工法の設計に当たりましては、当初の事前のボーリング調査よりまして地質を、いわゆる土砂層を確認しておりまして、その土砂層に対応する推進工法で設計しております。

で、工事の着工に当たりまして、立坑の掘削工事を施工していましたところ、大きな転石等があらわれてます。で、そのために確認の撤去ボーリング等を行いましたところ、

この赤い区間300m区間ぐらいは、昔の埋め立ての護岸であったというのが判明しました。ちょっと時期的なものは、ちょっと分からなかったんですけども、この護岸ということで、この区間が同じラインに沿って護岸があるということで、対策後、検討をしましたところ、施工工事箇所の変更とか、ルートの変更とかいう方法で検討等も含めて検討をしましたところ、一応この区間を推進工法は変えませんが、いわゆる土砂対応の推進工法を、いわゆる岩石対応の推進工法、それに変更する必要が生じました。そのため、メーター当たりの施工単価が約80千円ほど増額になりました。で、300メートル区間ということで合計24,000千円余りの変更増となった次第でございます。

以上が議案の説明、工事概要でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 地質調査もやったということですが、このボーリング調査はどの程度やったんですか、これは。……25,000千円もアップして。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） この区間について、300m区間で数カ所調査しまして、ただし、ただ、この道路が狭い道路でございます、ボーリング調査をするときは、管渠の埋設部分とか若干控えた形でやっております。そのことが護岸をはずれていたということになりまして、結局、旧護岸層というものを確認できなかったということです。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） それはおかしいんじゃないですか。推進工法をやるところを地質調査をしたわけでしょう。通行止めしたからということですが、おかしいですね。すぐ、こういう岩盤があるということは、すぐ分かるでしょう、これ、何かやるか、やらんかは。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） おっしゃるとおり直接施工する場所を調査することが大切だと思います。

ただ、今回は、結局、埋設管ルートから若干離れたところをやっているということですが、今後は、そんなことがないように、ちゃんとした調査を行いたいと思っております。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今の推進工法を変えると、80千円ほど高くなる、メーター当たりですかね、80千円ほど高くなるというのは、どういったことでしょうか。どういう工法でやられるのか。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。



○土木建築部長（黒瀬洋二君） 推進工法のいろんなタイプの機械がございます。いわゆる砂等に対応する推進工法の中で岩石に対応する推進工法でございます。その推進工法も、かなりいろんな方法がございます。当初の設計は土砂対応の推進工法を岩石対応ということで、工法面で言いますと、岩石対応の工法に変えています。その辺は岩石を削りながら推進するということになりますので、それはちょっと力の要る工法ということで、m当たりの単価が上がるということになります。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今後はですね、このようなことのないようにボーリング調査を徹底的に入念にやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（田中達美君） 山本議員。

○11番（山本一也君） 60年、50何年ぐらい前に埋立てしたところで、当然、護岸があるというのは承知のところだと思います。それをおそらく石垣、護岸がありましたけれども、それを削って下水管をはめたあとに低くなって、周辺の民家への影響は、そういう計算もしているか。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 対策を十分にということでございますが、こういう周辺対策などを含めましていろいろ開削工事とか、地盤改良工事とか、その方向性も検討した上で岩石対応の工法が一番望ましいということで、工法を検討しております。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） やはり、このような大きな工事をやるときには、地元の古い方に、やはり事前によく説明して工事を着手するべきだと思います。そうすれば、こういう違いも、そごもなくなると私は推測いたします。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 下水道工事、あらゆるところに埋設をして、そのような工事でございます。範囲は広うございまして、十分な事前調査もやってはございますけれども、やはり、こういう過去の資料、など情報収集しながら適切な対応をしてまいりたいと思います。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第145号 工事請負契約の締結について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、「議案第145号 工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第146号

○議長(田中達美君) 日程第4「議案第146号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) ただ今上程になりました「議案第146号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

江田島小学校と秋月小学校を統合して秋月小学校を廃校、切串小学校と大須小学校を統合して大須小学校を廃校並びに能美中学校と沖中学校を統合して沖中学校を廃校とすることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、教育部長をして説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(田中達美君) 吉田教育部長。

○教育部長(吉田 茂君) 11ページの新旧対照表をお開きください。

学校設置条例の別表第1(2条関係)及び別表第2(3条関係)は、小学校及び中学校の名称及び位置を定めたものですが、その表中から秋月小学校、大須小学校及び沖中学校の項を削るものです。

前に戻って、10ページをお開きください。

附則として、この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

なお、廃校となる児童生徒の通学につきましては、通学区域に関する規則を改正し、それぞれの統合先の区域に廃校される地区を加え、通学校を変更するものです。

切串小学校の通学区域に大須幸ノ浦地区を加え、江田島小学校に秋月地区を、また能美中学校に岡大王、畑、是長地区を加えるものです。

以上で説明を終わります。

○議長(田中達美君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山根議員。

○7番(山根啓志君) ここにですね、統合についての答申の中にスクールバスというのがあるんですが、これは、具体的に、例えば、大須はどのようにする、秋月はどのようにする、沖はどのようにするんか、もうある程度決まっているんかどうか、ちょっ

とお答えください。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 大須地区につきましては、この後、補正をお願いしているわけですが、スクールバスを1台購入する予定であります。

それで、今のところ、切串の始業が8時5分ですので、それに間に合うように1便を出していくと。それで、帰りはですね、今のところ3便を予定しております。

秋月から江小につきましては、バス会社に委託してスクールバスを運行する予定でございます。なお、始業は8時15分となっております。帰りは、やはり、15時30分・16時30分・17時と3便を予定させていただいております。

沖中から能美中につきましては、路線バスを利用し、通学定期を補助する予定であります。現行の7時15分発の中町、登校時は7時15分の中町棧橋着便がございしますが、7時50分着ぐらいの便を今のところ増便をお願いする予定であります。下校時につきましても、1便の増便を新設をしていただくように能美バスの方に依頼をしております。

以上でございます。

○議長（田中達美君） 山根議員。

○7番（山根啓志君） 能美バスの方ですがね、今、これは大体1時間に1本ぐらいじゃないかと思うんですが、で、これ、ほいじゃけん、帰りは30分に1本ぐらいの割で増便してもらいうことですか。

それと、この大須のスクールバスは何人乗りぐらいの予定してるんかいうんと、秋月はバス会社に依頼すると、これは、路線はですね、どういう路線を考えてるんかと。というのは、今の小用経由なんか、トンネル通るんか。

それと、大須の場合はですね、切串5丁目エセキ地区からもおられるんですが、これは何か考えてるんかどうか。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 大須・切串間につきまして、29人乗りを考えております。それで、エセキにつきましては、一応停車する予定であります。

それと、バス会社なんですけども、1時間おきの便ですね。そういうふうになるように調整させていただきます。

以上です

1点すみません。秋月の便につきましては、直行便です。秋月から鷺部を通過。そうです、はい。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

登地議員。

○9番（登地靖徳君） 交通体系もいろいろ課題を持つとるのが、江田島市だと思うんです。それで、沖の中学ですか、この子供たちを路線バスを活用されるのは大変結構じゃないかと。で、ほかの方も、切串・大須は能美バスの管轄でないんか、ちょっとよく分からないんですが、できれば、私はこの路線バスを活用してですね、で、一般の人とそれに乗れるようにすれば、回数は少ないかも分かりませんが、一般の人もその利便性にあずけることができると。それから、スクールバスを買ういう、車代は、これもか

なりすると思うんですけど、それだと、やっぱり人件費いうものが相当要るので、1人だけでいいかいうものも考えられますし、交代要員も、やはり要るんじゃないか。そうすると、車輛・燃料・経費・人件費考えると、路線バス、このあたりに路線がないんかも分かりませんが、新規の路線を開設するとかしてですね、その方に費用をかけて、一般乗客の人も乗れるようにすれば、そちらの方もその恩恵にあずかるんじゃないかと思うて、できれば、もう一遍そのあたりのことも検討していただければありがたいんじゃないかと思ひまして、一言言わせてもらいました。

よろしく申し上げます。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） ご指摘の1点目の路線バスの件でございますが。この路線バスにつきましては、全市的に考える必要がございます。それで、今進行中だと思うんですが、検討委員会において全市で考えていく必要がありますので、少し時間がかかります。それで、今のところ、大須・切串間につきましてはマイクロバスを導入させていただく予定でございます。

それと、人件費の件でございますが。これは、どう言うんですか、運転手を市で雇うのではなくて、委託契約で運行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

先ほどの件でございますけれども。一応スクールバスの運行につきましては、今の時代でございますし、基本的には我々もできるだけ官から民へという時代ではございませんけれども、民営化というのを基本に考えておまして、本市の場合には、能美バスというのを対象にですね、委託というものを前提に考えておりますが、ただ一方で、教育委員会サイドの方で、今現在の学校行事等がございますよね。例えば、クラブ活動で出ていくとか、いろんな行事で出ていくとか、そういう場合にですね、教育委員会にスクールバスを持っておりませんで、年間でそういうものに出ていくための、どう言うんですか、委託料というものが相当かかっておるといようなこともございまして、今回、文部省の補助事業等も活用できるということで、スクールバスを1台購入したらどうかと。で、購入する場合には、せつかくですので、今回の通学といいますか、そういうものにも使ったらどうかということで検討いたしたものでございます。

したがいまして、もともとはですね、スクールバスの購入自体は、今回のためにというよりも、学校教育活動のですね、毎日生徒のためにですね、購入したものをたまたま今回のスクールバスとして活用するという位置づけでございますので、その辺、ちょっと確認だけさせていただきたいと思ひます。

○議長（田中達美君） 登地議員。

○9番（登地靖徳君） 確認になると思うんですが、じゃあ、新しくバスを買うんじゃないくて、今あるバスを利用すると。そういうように解釈してよろしいですか。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） ですから、スクールバスにつきましては、今回、どう言うん

ですか、学校教育活動の全体の充実のためにですね、1台購入するというのは、新しく購入するということでございますけれども、スクールバスとして買うということではございません。

○議長（田中達美君） 沖議員。

○22番（沖也寸志君） 公立等の学校の跡地の活用なんです。空き家になったときにどういう扱いをするのか、ちらっと聞いたところによりますと、大須の小学校は、どういう内容かというのは分かりませんが、地域の方が利用されたりとかするようなことをちらっと聞いておりますけれども、あとの二つの学校について、維持費も掛かってきますし、何かいい利用方法を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 閉校となります3校の跡地利用につきましては、各地区において1回ないし2回の協議を重ねております。大須地区につきましては、1階部分を老人集会所として利用したい。また、メモリアルルームをつくり、子供たちのために図書室は残してほしいといったような要望が出されております。今、これらの予算措置に取り組んでおります。

秋月小学校につきましては、やはり、メモリアルルームをつくり、図書室は残すほか、自治会の部屋といった要望が出されております。この施設は看護学校の交渉もありますので、当面、社会教育施設あるいは生涯学習施設としての位置づけを残しておいたらと考えております。

沖中学校につきましては、公民館としての利用要望が強くあります。そのほか、将来、沖小学校も統合となると、地域が寂れるので、教育委員会が入ったらどうかとかですね、あるいは沖支所が入ってくれないかといった意見もございました。今のところ、沖中学校については、公民館として閉校後も地域の拠点としての役割を担ったらどうかと考えております。

いずれの施設も、決定までにさらに協議を重ねていく必要がありますが、跡地利用については、地域振興の観点から、市長部局の関係課を交え、検討する必要があると感じております。

以上でございます。

○議長（田中達美君） 沖議員。

○22番（沖也寸志君） はい、ありがとうございました。

内容は、地元の皆さんと協議をされて、煮詰まっていくものとは思いますが、今、教育部長がおっしゃった中で、私が痛切に感じるのが、教育委員会の今のJAのこの借りておられる240何万とかね、290何万ですか、失礼しました。いずれにせよ、片っ方ではそういうふうに施設が空いてくる。で、片っ方では、お金を払ってでも、そういうところへ向いて教育委員会が入っておる。で、いろんなお話を市長なり、助役さんなりの話を聞くと、常に物事は全部削減せえ、削減せえと言いながら、まずは自らそこらを律することが始まりじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 22番のご指摘、まさにそのとおりだと思います。

ただ、私は、基本は合併をするときの協議の中で、でき得る限り地域へ根づいたものにするようにという基本線がございました。そして、なんととっても、私は行政をつかさどって、そのセクション、セクションが分散するというのはなかなか、非常に苦勞が多い点もあるんですけども、そうはとっても、合併のスタートのお約束、そして地域の願い等もございまして、現段階ではJAをお借りして間借りをさせてもらうということとずっといかせてもらいたい。昨日も出てまいりましたように、新庁舎の問題等もこれから議論をするわけですから、その中での位置づけとしていきたいという思いでございます。

したがいまして、福祉事務所も点在しております。議場も、おかげでこういうところで頑張ってもらわなければならないけれども、当面の間は、みんなが苦勞をしながらやっていきたいという思いで、ただ、財政的に苦しいから、統合をしようじゃないかというよりも、むしろ、子供中心の統合という面でのとらえ方を中心に考えていって、できる限り、節約部分は節約をしようと、やるべきことはきちっとやるという考え方のもとにこれからも進んでいきたいということでございます。

併せて申し上げさせていただくならば、跡地の利用については、地域を中心としたもので、活力が見出せるような利用方法、これが市民と共に歩むものであろうと。

しかし、私は、22番ご指摘のように、管理運営も十分と掛かるでしょう。しかし、これは、私は、でき得るならば、地域がこの施設を地域自身のものであるものとしての運営管理ができるようなもので、側面援護をみんなでするような跡地利用にしてほしいなという願いを込めております。

以上で終わります。

○議長（田中達美君） 沖議員。

○22番（沖也寸志君） 市長さん、ありがとうございます。高尚な理念に本当に敬服いたしますが、学校の統合は、私も願っておるところでございます。それはもちろん子供第一に考えるならば、統合はもちろんしていくべきだと思います。

それと、もう合併して1年経ちました。合併する前のお約束事も、それはいろんなことがあったと思いますが、1年経って、そういう住民の皆さんからいろんな声が出てくるのも届いておると思うんです。

そこで、もうこの際、JAを借りるのをもうやめて、沖中学校にこのたび、いい段取りで、ぱっと持っていくような、そういうその市長のリーダーシップを住民は望んでおるわけでございます。

今さっき教育部長さんの方から、地元の皆さんからそういう支所があそこに、沖中学校に行く、ないし今の教育委員会があそこに入ってもらえないかという要望もあつたということでございますので、その辺のところをですね、もうちょっと考えていただきたいと思っております。もう一度だけお願いいたします。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 私の考え方は、今申し上げましたとおりです。

ただ、報告を受ける中では、ご指摘のように、沖中学校の校舎が空くんだから、そこへ市教委も移ったらどうかという願いもあるやに伺っております。

しかし、この件は、さっき申し上げましたとおり、1年経ったから、すぐ変えるというんじゃないくて、総合的な考え方のもとで考えていきたいという思いに私は変わりはありません。

で、沖中学校の方の跡地利用については、そのほかで地域のためになる、地域が進んで使える施設にするように、みんなで知恵を出し、汗を出して活用ができるように私は期待をしておるものでございます。

以上で終わります。

○議長（田中達美君） 沖議員。

○22番（沖也寸志君） それはよく分かるんです。沖中学校のあの建物というのは、結構大きな建物でございまして、例えば、公民館で使う、支所が入っても、教育委員会も十分に入れるとこでございまして。はい。そういうお話を承っておりますと、じゃあ、市庁舎が建設するまでは、もうこのままJAを、私はJA憎うて言うんじゃないんです。私もJAの協力的な男でございまして。決してJAが憎いわけではございませんが、間借りするのは、とにかくやめて、やはり、このたびで言えば、沖中学校のそこへ向けて入るのがベストな状況になるのではないかと思いますので、その辺もよくよくお考えの上、予算編成に邁進していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（田中達美君） 住岡議員。

○6番（住岡淳一君） ひとつ児童の安全ということを考えまして、バスの昇降ですね、乗り降り、これは校内でやられるんですか、教育長。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 秋月小学校につきましては、今、門扉を改修して、その中にですね、バスを入れまして乗り降りさせていこうと考えております。大須小学校につきましては、適切な広場がございませんので、門扉の前のどこかですね、差須浜から出るようになると思うんですけども、差須浜には広場があるんですが、適当な広場で、そういった事業になると思います。

沖中学校につきましては、路線バスですので、考えておりません。

以上です。

○議長（田中達美君） 住岡議員。

○6番（住岡淳一君） 続いて、着いた学校での昇降はどうなるんですか。江小についてとか切串中。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 江小につきましては改修工事をですね、していく考えでおります。それで、通学につきましては、当面は教師が指導に当分の間入ってまいりますので、慣れるまでですね、その関係につきましては大丈夫ではないかと感じております。

○議長（田中達美君） 登地議員。

○9番（登地靖徳君） 沖議員には大変私どもの方の地域のことを考えてもらいまし

て大変感謝していますが。いろいろ総合的にちょっと述べさせてもらいますと、私ども沖美町の出身の議員としましてはですね、今、町村合併によるマイナス要因がですね、雪崩現象で起きて来とるんです。学校統合のこの一つの問題。で、ウインロードとかいう高速艇の3月に廃止になる。そして、いろいろ各種補助金等もですね、畜産、地域の差があったそういう面の今、順次、手を入れてきよるということで、早くして地域にですね、合併してこういうことが良くなっただけのことです、持って帰るものが本当に少ないんですよ。ないとは言いません。市長さん、一生懸命力かしてもらっているのは、よく肌で通じますからね。ないとは言えないんですけど、雪崩現象で合併による問題というか、マイナス要因がずっと起きてきておるわけです。

今、沖議員が言われたことは、先ほど言いましたように、非常に我々としては、沖美町へ持って帰る、そういうことができれば、お土産としてうれしい話になるわけで。で、これもですね、先ほど、昨日もありました庁舎の問題もありましたが、永久に沖の小学校へ教育委員会を持って来てくれというわけじゃ決してないわけです。新庁舎ができたなら、そのなか、周辺に教育委員会もきつといくと思うんで、その間の一時の仮の住まいでございまして、家賃を200何十万円払うのは結構ですが、多少の経過措置だということで市長さんもお配慮願えれば大変ありがたいと思ひまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田中達美君） 答弁いいんですか。

○9番（登地靖徳君） はい、いいです。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） スクールバスを運行するということですが、集合場所です。そこにね、登校時ですよ、子供が何人かおられますわね、10人か、20人は。遅刻したり、欠席する場合の連絡事項、どのようにされるのか、お伺ひいたします。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 遅刻とかですね、これは親の問題でございまして、それは教育委員会ではなく、学校の方が適切に指導してまいりたいと思ひます。

○議長（田中達美君） 太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） やっぱりバスもこんと待つようになるんですね。学校の方じゃない、しっかりしとってもらいたいと思ひます。

それと、中学校、路線バスを使うということですが、自転車で通学できるのかどうか。道路はどんと何かよう分かりませんが、できないのかどうか。江田島中学なんか、宮ノ原地区の方の子供さんもみんな自転車通学しておりますが、そこらをお考えかどうか。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） これもまだ確定はしておりませんが、今から学校とも協議を重ねてまいりたいと思ひます。

○議長（田中達美君） 太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） それぐらい、しっかり把握しておきなさいよ。もう一つ、安全対策を確保していただきたいんです。というのは、集合場所、子供さん集まりますよ



ね、下校時よ。そしたら、父兄の方が、保護者が迎えにくるとは限らんとするんです、今は。共働きの方が非常に多いんです。そしたら、その間は一人なんですよね。一人が危険なんです。そのような対策はどがいにされておるんですか。

○議長（田中達美君） 正井教育長。

○教育長（正井嘉明君） 通学手段の確保についてのご質問がたくさん出ておりますけれども、当然、安全を第一に考えております。現在、一つの事例ですが、鹿川小学校を建設するに伴いですね、旧深江小学校を仮校舎として現在使っておりますけれども、スクールバスを運用しております。この間、トラブルもないし、実際非常に安定したですね、安全などというか通学をしていただいております。これ、学校の方はですね、いろんな計画を立てて細かい指導、まさに遅刻をしたらどうするのかとか、あるいはバスの安全確保という、そこのエリアの部分の交通安全指導であるとかですね、さまざまなことについては学校と十分協議しながら、あるいは保護者の願いを聞きながらですね、万全を尽くしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） 常々教育長は、子供は宝じゃ言われますので。本当にそう思われるのであれば、十分な安全対策を講じていただきたいと思います。その予算を惜しまないようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中達美君） これをもって質疑を。

胡子議員。

○8番（胡子勝弘君） 今の大須の小学校のコースですね。エセキの方から途中拾うということで、晴天の日ばかりはございません。大須小学校の子供たちは、学校集合でやるのか、そうすれば、雨の日なんかは学校の陰で待機はできますけど、エセキの子供は、それじゃあ、雨の日も風の日も傘差して、あそこでずっと待つということになると思うんですよ。そうすれば、今の帰りの子供たちが大古小学校から定期バスで帰ります。あの間、バス停で傘差して、雨風の強い日には大変困るわけですよ。そのバス停を何とか雨宿りのような対策を考えてあげたら、深江と今のエセキの問題ですかね、こちらあたり、教育長にひとつお願いできますか。

○議長（田中達美君） 正井教育長。

○教育長（正井嘉明君） いろいろご心配をいただいております。

確かにですね、子供の安全の確保のためにですね、あらゆる手段を講じる必要があると思います。

現在、深江小学校へ仮校舎として通っている場合なんですけど、今の鹿川小学校にもですね、そういう場所をつくって現在に至っておりますけれども、今後も保護者と十分協議をしながらですね、こういったところにはこういう施設がさらに必要であろうという声も耳を傾けながらですね、予算措置をしていきたい、このように考えております。ご指摘の方向でですね、十分検討をしていきたいというように考えております。

ありがとうございます。

○議長（田中達美君） これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 学校統廃合に反対の意見を述べさせていただきます。

答申は、一貫して小規模の学校、小規模の学級は子供の教育にとって好ましくない複式学級になるような学校はすべて廃校にするという考えと、経済効率を優先する考えに貫かれています。本当にそれでよいのでしょうかと私は思います。

世界の教育学者も日本の教育学者も、小人数の学校、小人数の学級の方が学習効率も子供の情緒の面でも教師の満足度の面でも、少人数学級の方がよいという研究成果を発表しています。

また、多くの小規模校の実践は、それを証明しています。それらの教育学者の研究成果に基づいて先進各国は皆少人数学級に努力をしており、EU（ヨーロッパ連合）は、義務教育の学級人数は12人以下にするよう加盟各国に勧告を出しています。

また、学校は子供の教育の場であると同時に地域の宝であり、心のふるさとであり、希望であり、地域の地域づくりの核でもあります。そして、学校もまた地域に支えられる存在であり、子供も地域によって育てられます。

地域から学校をなくすことは、地域の崩壊を進め、過疎を進行させると思います。地域の過疎化が進めば、市全体も過疎化していきます。財政的に困難だからといって経済効率のために学校統合をすることは間違いだと私は思います。学習環境を整えることは大事なことです。どんな立派な校舎より歩いて通える学校、朝夕、地域の人顔が見える学校、地域に根差し、地域に支えられる学校がよいと私は思います。子供のためというのであれば、また地域の活性化をいうのであれば、小さな学校を守っていくべきだと私は思います。地域に根差し、何十年も歴史を重ねてきた学校を廃校にするのではなく、地域の人とどうして守っていくかを検討すべきだと思います。この答申に従って、大須小・秋月小・沖中ですか、廃校にすべきではないと私は思います。

以上です。

○議長（田中達美君） ほかに討論はありませんか。

山根議員。

○7番（山根啓志君） 私はこの案に賛成です。

いうのは、これまで何回も統廃合の話を地元でも行いました。それで、本当に今、子供のためにどっちがいいのか、これは地域のためにいうよりも、子供のためにどちらがいいのかということが、この問題は大変重要なことだと思います。

で、私も大須小学校6年生、子供がおるんですが、で、6年生が3名です。それで、全体でも12名なんですが、いつも子供が帰って、言っていたのは「クラブが、運動でもなんでも、必ず上の者が下の者に合わせてやらないといけない。それはサッカーにしても、12名の生徒が一緒にしたら、1年生にみんながその力かげんやいろいろなことを合わせてやらんといけん。で、自分の力が発揮する場がない。」といつも言っております。これは、今の秋月の小学校でも多分同じだろうと思います。それは、自分の力を

ですね、自分の力の可能性を試す場がなくなってしまうんですよ。そういう意味では、私は同じレベルの人が同じことができる環境をつくってやるのがいいことだと思いますので、これは賛成いたします。

以上です。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

西中議員。

○24番（西中克弘君） 私も今の意見に賛成の立場を持っておりますものでございます。

と言いますのは、私のところは、今から18年また19年にかけて小学校・中学校、ほとんどの、4校あるうちの3校がですね、皆廃校になるような形で、ありがたいやら、情けないやらいうこととございますが。そういうふうな立場におるところで私が見させてもらいまして、今、先ほど前の賛成の方が言われたように、やはり力が発揮できない、子供の力が発揮できないところがたくさんあります。それと、やはり、こう言うていいかどうかは分かりませんが、やはり資本主義の世界の中でですね、なかなか力が出せない、また一つの皆さん方ですね、考えがですね、やっぱり小さくなっておる。それで、運動会自体も、やはり随分のですね、力が発揮してないところがあるように私は思います。そういう面でも、やっぱり少数が確かにいいか、悪いかは分かりませんが、私は少数のみんなの輪をもって心があると言いますが、やはりその力の発揮できないところはいくつあるのですね、やはり、私らがずっと見ていまして、やっぱり、うちらの方の地元ではいいですが、やはり今度、大きな大海に出たときにはですね、この3年間、5年間、私も見ましたが、大分遅れておるところが大いにあるように思います。そういう面から見ましてもですね、やはり、小数よりは大きいところが多いに思いますが、多くのところでお互いが力を競り合っていてですね、やっっていくのが一番子供のためにも私はいいいんではないかというふうなですね、気持ちを持っておるのが現状でございます。

そういう面を私たちは、やはり一番小さいところで見えてきました。そういうところで見えてきてですね、やはり、大は小を兼ねるじゃない、小は、やっぱり大でなければいけないというふうに感じておるのでございます。そういう面で見ましても、今の現在の出したものに対して私は賛成をさせていただくものでございます。

以上。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第146号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、「議案第146号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案につい

て」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第147号

○議長（田中達美君） 日程第5「議案第147号 江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） ただ今上程になりました「議案第147号 江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

公共施設の使用について、暴力団排除対策を推進するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） この条例は、先ほど市長が申し上げましたように、興行、いわゆるイベントですね、これに利用可能な施設から暴力団またはそれらに絡む団体からの資金源を絶つ目的で、イベント等の貸し出しを排除する規定を明文化するものでございます。申請時のチェックで利用を許可にすることができたり、許可取り消しに伴う遺失利益、いわゆる利益を失うことです、に対する賠償義務をさせる効果も期待できるものでございます。

18ページをお願いいたします。

18ページから22ページ、新旧対照表をご覧ください。

下線の部分、アンダーラインの部分が改正箇所でございます。

13ページにお戻りください。

13ページから17ページまで条文を記述しております。13条からなる部分でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第147号 江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第147号 江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第148号

○議長(田中達美君) 日程第6「議案第148号 江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) ただ今上程になりました議案第148号でございます。「江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

公共施設の使用について、暴力団排除対策を推進するため及び冷暖房を使用した場合の使用者負担を求めるために、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします

○議長(田中達美君) 田口総務部長。

○総務部長(田口宜久君) この条例は、先ほどの条例改正案と同じ考えでございます。公の施設から暴力団等の利用を排除しようとするものと事務調整の段階か、印刷の段階か、摘要欄が削られておりました。誠に申し訳ございません。今般、そのことを発見したので、利用者に応分の負担をお願いするとして追加するものでございます。

25ページに新旧対照表を付けております。

下線の部分が改正箇所でございます。

24ページをお願いします。

第5条・第6条及び第9条の一部改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第9条につきましては、周知期間が必要と考えられますので、平成18年1月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(田中達美君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 適用欄が外れとったということでありますが、今後、そのようなことのないようにお願いしたいと思うんですが。

この9月からですね、この冷暖房の小用コミセンについては5割加算しとるんじゃないんですか。条例違反じゃないんですか、それは。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 私が持つておる資料によりますと、合併時から現在まで個人からの利用する件で冷暖房を使用するケースはなかったと聞いておりますので、実害はなかったと、このように認識しております。はい。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第148号 江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第148号 江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

なお、休憩後は、副議長で議事を進行いたします。

よろしく申し上げます。

（休憩 11時06分）

（議長退席により副議長着席）

○副議長（上田 正君） 議長に代わって議事の進行をいたします。

皆様のご協力をお願いします。

休憩を解いて会議を再開いたします。

（再開 11時19分）

## 日程第7 議案第149号・日程第8 議案第150号

○副議長（上田 正君） 関連がありますので、日程第7「議案第149号 土地改良事業計画の変更について」及び日程第8「議案第150号 土地改良事業計画について」の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副議長（上田 正君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） ただいま一括上程されました。説明を申し上げます。

まず、「議案第149号 土地改良事業計画の変更について」でございます。

大柿町八王寺地区の農道整備に係わる土地改良事業の計画を変更することについて、県知事に協議をし、同意を得るため土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次は、「議案第150号 土地改良事業計画について」でございます。

大柿町佐古地区の農道整備に係わる土地改良事業について、県知事に協議をし、その同意を得るため、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれ産業部長をして説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（上田 正君） 出口産業部長。

○産業部長（出口節雄君） ただ今議題の件につきましてご説明を申し上げます。

なお、少しこれまでの経過等、簡単にご説明させていただきますと、議案第149号につきましては、平成8年度……事業主体 大柿町、事業名 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業として議会議決を得まして、国の採択を受け、現在、事業の執行中があります。この農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の制度改正があったことと、起点、これを八王寺地区と言いますが、この起点の変更に伴い変更が減になることにより、土地改良事業計画の変更の議決をお願いするものでございます。

なお、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の制度改正に伴い、新たに「元気な地域づくり交付金」を用意いたしまして、佐古地区として事業を引き続き実施し、農道としての効果を上げたいため、国の議案第150号で関連の議案の要請をしております。

それでは、議案第149号についてご説明いたします。

土地改良事業計画表をご覧ください。

変更はございません。江田島市大柿町大原及び深江でございます。地区名、変更はございません、八王寺。

なお、この地区名は補助対策上、八王寺地区、八王寺2期地区、八王寺3期地区と呼び、法手続き上は全体で八王寺地区と設定されております。工種の変更はございません。農道整備でございます。変更前が3,600m、変更後は2,400mでございます。

詳しくは次のページに、カラー印刷の資料を用意しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

広島県八王寺地区計画一般図でございますが、中ほどの左側の白抜きの部分を見ていただきたいと存じます。

変更前が、八王寺地区が、Lが1,600m、変更後は、八王寺地区、Lが1,400mでございます。変更前と比較いたしまして、200mの減となっております。その理由は、起点を県道大君～深江線にしておりましたが、この線が改良されることに伴いまして、起点を変更し、これにより延長200mが減となった次第でございます。それから、八王寺2期地区、L1,000m、これは変更はございません。それから、変更

前、八王寺3期地区、L1, 000m、これを削除いたします。先ほども言いましたように、変更後は、事業名「元気な地域づくり交付金」を利用いたしまして、後継ぎとしてまた事業を進めたいと思います。

なお、この接点、国道487号線との接点でございますが、この起点を変更いたしまして、この佐古地区では200m減の800mといたしております。

それから、以上によりまして、変更前は八王寺地区1, 400m、八王寺2期地区1, 000m、八王寺3期地区1, 000m、合わせた3, 600mが変更前となります。変更後は、八王寺地区1, 400m、八王寺2期地区1, 000mを合わせたもので、延長は2, 400mとなります。

それでは、最初の土地改良事業計画変更表に戻っていただきたいと思います。

受益面積、変更はございません、80ha。事業費、変更前14億円、変更後は126, 320万円でございます。概要欄の変更、3, 600mは2, 400m、幅員6mは変更ございません。

以上が、議案第149号の説明でございます。

引き続き、議案第150号の説明をさせていただきます。

土地改良計画の変更でございます。もとへ、土地改良計画表でございますが、この欄をご覧くださいと思います。

所在地が江田島市大柿町大原、地区名は佐古でございます。工種は農道整備でございます。数量が800m。受益面積80ha。事業費4億円。概要は、延長が800m、幅員は6mでございます。

以上で、議案第149号・議案第150号の説明を終わります。

○副議長（上田 正君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番。

○17番（山木信勝君） 総延長、計画変更前が3, 600m、変更後は3, 200m、400m短くなるわけですね。で、幅員は同じ6m。それで、事業費なんですがね、400mマイナスになつとるのに、事業費を26, 000万円、3, 000万ぐらい増えていますよね。これはどういうことでしょうか。

○副議長（上田 正君） 産業部長。

○産業部長（出口節雄君） 事業費の増は、今後、八王寺3期地区を佐古地区として行うわけでございますが、この佐古地区というのは高いところから低いところにおりまして、勾配が大分……途中に八幡川という河原がございます。ここをまたげることもございます。で、幅員も大分広がっていきますので、そういう観点から事業費が多くなったと。

○副議長（上田 正君） 15番。

○15番（新家勇二君） これはですね、大体何年先ぐらい、終了が何年ぐらいになるのか。

○副議長（上田 正君） 産業部長。

○産業部長（出口節雄君） 終了は平成23年度を予定しております。



○副議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終了します。

それでは、まず「議案第149号 土地改良事業計画の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより「議案第149号 土地改良事業計画の変更について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第149号 土地改良事業計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

続いて「議案第150号 土地改良事業計画について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第150号 土地改良事業計画について」を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第150号 土地改良事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第151号

○副議長（上田 正君） 日程第9「議案第151号 平成17年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副議長（上田 正君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第151号 平成17年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」でございます。

平成17年度江田島市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによると。

1条・2条・3条と記載をいたしております。

内容につきましては、その主なものは前年度の繰り越しを見まして、市財法に基づく歳計剰余金の基金積立、起債の繰上償還、生活保護費不足分、台風災害後事業の追加分、

単県事業の追加分等々でございます。

その歳入につきましては、今申し上げました前年度の繰越金等を見込んでの振り当てを行っておりますが、内容つきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします

○副議長（上田 正君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） まず最初に、印刷ミスがありまして大変申しわけございません。お手元に配布しております正誤表で訂正のほど、よろしく願いいたします。

平成17年度江田島市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条です、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,526,213千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるいうものでございます。

補正の主なものでございます。

歳入につきまして、総額580,440千円の増でございます。16年度繰越金の計上を605,740千円見込みしております。繰越金の計上により、ふるさと創生基金繰入金を100,000千円減額しております。生活保護費それから事業費の増により、国庫補助金20,151千円増額しております。減税補てん債、臨時財政対策債の額の確定によりまして17,600千円増額しております。台風14号による災害復旧事業の県補助金、分担金を14,448千円増額しております。単県事業の追加によりまして県費の補助金が13,499千円増でございます。その他の収入としまして、9,002千円増額しております。

歳出につきましては、歳計剰余金の基金積立を340,000千円積み立てまして、これが58.6%です。その内訳は、財政調整基金が200,000千円、減債調整基金が140,000千円でございます。市債の繰上償還が47,453千円でございます。これが8.2%、生活保護費の不足分が26,869千円で4.6%です。台風14号による災害復旧費の追加がですね。24,466千円で4.2%、県事業の追加が32,451千円で5.6%、その他の経費が109,201千円で18.2%でございます。

第2条 債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

三高保育園デジタル複写機リースでございます。これは、機械が古くなって、修理部品もないとのことなので、今般、リースをお願いするものでございます。それから、江田島市交通計画策定業務でございます。これは、市行政の中でも、交通問題に対する要望が大変強いことから、陸上・海上両交通全般にわたり調査・研究して、市としての一定の方向性を見出そうとするものでございます。本年度中にこの業務が完了しないと判断されるので、今般、債務負担行為を追加するものでございます。

1ページにお戻りください。

地方債の補正でございます。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

県事業の畑総の整備につきましては、事業費の変更によるものでございます。その下の臨時財政対策債と減税補てん債は、普通交付税の算定資料を提出の際に、併せて提出する資料によって県からの額の確定通知があったものでございます。

以上、簡略ですが、説明を終わらせていただきます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番議員。

○17番（山木信勝君） 7ページの債務負担行為の中で江田島市交通計画策定業務であります。これも合併当時じゃったですかね、あのころにこういうようなものをつくったんですよね。で、何もはっきりしてないんですかね。このたび、またこういうようなものをつくって、1千万円もつぎ込んでね、本当にメリットがあるんでしょうかね。お伺いします。

それと、まだあります。それからですね、37ページのですね、保険基盤安定負担金、国の負担金であります。当初予算のころにですね、この権限委譲で国から県に移されたということをお聞きしておるんですがね。これは、また国の方から入るようになってるんですが、おかしいんじゃないですかね。

それから、51ページの老人福祉費の中で高齢者船賃助成金、この間、9月定例議会で4,620千円ほど投資をしております。まだこれだけ要るのですかね。この財源のないときにどんどん出ていくばかりで大変なんです。

65ページの小学校整備事業費、庁用備品購入費8,535千円ありますが、これは何を買われたのか。

以上でございます。

○副議長（上田 正君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） まず、7ページの債務負担行為についてお答え申し上げます。

ご承知のように、旧江田島町の時代にバスの部分につきましては、能美3町及び広域の担当課長をしてですね、構成員にしていろいろ勉強させてもらって、レポート出ささせていただきました。お読みいただいたと思います。今回ですね、フィールドっていうか、エリアが広くなりました。そして、海上交通、これらも交えたですね、総合的なものを考えたいというのが一つでございます。それと、先ほど言いましたように、新市の総合計画を立てるに当たって、皆さんからアンケート調査をいただきました。その中で交通問題に対する要望が大変強かったということをお聞きして、再度行政として一定の方向を示す必要があると考えますので、このたび債務負担行為で交通問題について検討をしたいという趣旨でございます。

○副議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） 2点ほどご質問がございました。

1点目は、保険基盤安定負担金、これが17年度から県費に移行したのではないかと、これはどういうことなんだろうかということでございました。

保険基盤安定負担金につきましては、一部県の方へ移管をしておりますけれども、これにつきましては、低所得者対策に係ります保険者支援分が17年度の額がある程度確定をしてきたということからこれを繰り入れておるものでございます。具体的には、国の方が16,156,577円、県費が8,078,288円ということになってございます。

以上でございます。

次は高齢者船賃、9月補正でも増額をしたのに、なぜそのようになったのかということでございます。

これにつきましては、9月の時点で、本来、年間の所要額をきちっと見込むのが当たり前でございますが、9月の補正のときに、4月から6月までの実績に基づいて実施をいたしまして、補正をさせていただいたわけでございますが、実際、このたび10月までの7箇月分の実績をもとに再計算をしてみますと、増額が見込まれるということで、支払いが困難になったということから、大変申し訳ないんですけども、増額をさせていただいたというようなことでございます。

○副議長（上田 正君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 65ページの学校建設費の備品購入費8,535千円のお尋ねでございますが、これは鹿川小学校の建設に伴う経費でございます。理科教室あるいは家庭科教室の準備室の収納棚の整理がその主なものとなっております。そのほか、教室あるいは職員室等の備品等の整備でございます。

○副議長（上田 正君） 17番。

○17番（山木信勝君） 37ページの保険基盤安定負担金のことでございますが。私、聞いたのは、権限委譲でね、県で、もうやるようになったと、廃止するようになったということを聞いていたんですが。

それから、今の65ページの庁用備品購入。これは当初予算で、なぜ組まなかったんですか。

以上でございます。

○副議長（上田 正君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 本来ならば、当初予算で組むべきところだと思いますけれども、この鹿川小学校につきましては、建設後に組ませていただこうと。はい。

○副議長（上田 正君） ちょっと、今調べますので、後で。

ほかに質疑はありませんか。

○副議長（上田 正君） 19番。

○19番（太刀掛隼則君） 49ページ。

国民保険特別会計繰出金、これもね、ちょっと説明していただきたいんですが。特定財源のずうっと下の国庫支出金が16,156千円、その上に6,212千円、そのずうっとこっち側の49ページの方を見たらですね、8,284千円。ちょっと私、分かりにくいんですが、説明してください。

53ページですが。民生費生活保護費の中に23節返還金というのがあるんですが、4,168千円。どういうものかお伺いしたいと思います。

それと、55ページ。清掃費11節の需用費ですが、消耗品、これ、4,345千円計上しておられるんですが、何を購入されたんですか。お伺いたします。

○副議長（上田 正君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 先に今の清掃費の清掃一般事業費の消耗品の件についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、指定のゴミ袋、このものの今の購入の費用でございます。当初、Lの袋につきましては805,000枚、それからMの袋につきまして49万枚、Sの袋につきまして154,000枚、これを当初予算で計上をいたしておりました。

ところが、これも実際のところの今の調査はいたしておりませんが、多分、これは私の推測でございますけれども、原油価格等の高騰という、こうしたところからの買い占め、業者の買い占めといえますか、こうしたものが多少あったと推測いたしておりますけれども、そうした関係でもってゴミ袋の残量が少なくなったということで、このたび補正の方の今の予算での対応で購入をさせていただきたいということで考えをしております。

○副議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） 保険基盤安定制度でございます。

これは保険料の定減分のことでございますが、都道府県の負担割合を事業規模の4分の1から4分の3に変更し、新たに都道府県財政調整交付金を導入するというような制度でございます。国の定率負担の割合がですね、給付費から市町村の繰入額の2分の1を引いたものプラス都道府県の手付金プラス介護の給付金の34%、これを掛けたものが国の負担というようになってますので、必ずしもすべてが県にいくというものではございません。そういうように思って、いうことになっております。

したがって、定率国庫負担が34%ということです。

○副議長（上田 正君） ちょっと休憩します。

1時まで休憩します。

（休憩 11時51分）

会議に入ります。これより再開します。

（再開 13時00分）

福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） 失礼します。

最初に、午前中大変混乱をいたしまして申し訳ございません。

まず最初に、太刀掛議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、48ページの国民健康保険特別会計繰出金の内容のことでございますが、これはですね、保険基盤安定負担金、これは精算見込みによる増でございます。当初、173,867千円の負担を計上しておりました。これを確定後は182,150千円ということになります。そうすると、その差し引き8,284千円を追加補正ということでございます。その内訳といたしまして、国庫支出金が16,156千円、次のページの49ページに県支出金9,944千円、これをプラスをして6,212千円、さらに一般財源として2,072千円を加えて財源としたものでございます。

それから、次の53ページ。

生活保護費の償還金利子及び割引料、この返還金として4,168千円、これは何かということでございましたが、ご承知のように、生活保護費は市民の最低生活を守るといって出されるもので、国が4分の3、県が、失礼しました、市が残りの4分の1を負担をいたします。で、その生活保護費の国庫負担金を精算をいたしました。精算をいたしまして、その差額が出たということで国庫へ返還するわけでございます。3月の議会までに精算をして、確定を返還するということになりますので、利息を追加されないようにこのたび追加をさせていただいたものでございます。

それから続きまして、山木議員のけさほどのご質問についてお答えを申し上げます。

ご承知のように、保険基盤安定負担金につきましては、低所得者に対する対策に係る保険者支援分といたしまして国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という制度。さらに、17年度から県の方の補助に変わりました。国保税の、いわゆる減額措置分でございますが、7割、5割、2割、減免の部分の保険基盤安定負担金、これが、県費が4分の3、市費4分の1というように、この二つに分かれておりますが、それによってこの部分については新たに国庫を1,600何がし計上させていただいたということでございます。

○副議長（上田 正君） 19番。

○19番（太刀掛隼則君） はい、分かりました。

ただ、1点、県補助金がですね、減額されたのはどういう理由でしたのか、はっきり分かりませんので説明してください。

それとゴミ袋、今の残量が少ないんで、このたび補正するんだということですが、当初見積もりが甘かったということですか、それともゴミの量が多かったと、どちらか、お伺いしたいと思います。

○副議長（上田 正君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） けさほどの説明が非常にまずかったと反省しております。

当初、それ相応の見込みでもって予算計上はさせていただいておりましたけども、予想以上にゴミ袋が販売所の方へ出ていったということでございます。

ですから、需要が予想していたよりも多かったということでございます。その理由ですが、けさほど申しましたように、多分これは、今の推測ではございますが、値上げ分を予想をされて、そのストックをされたのではなかろうかということで、非常に説明不足で、午前中、申し訳なかったと思います。そうした関係で新たにうちの方のストックを増やすがためにこのたび補正をさせていただくということでございます。

○副議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） すみません。これについては、当初、県費補助金は130,399千円見込んでおりましたけれども、精算の見込みを提出を算定いたしましたところ、120,456千円というようになりましたので、9,944千円が減額ということになったものでございます。

○副議長（上田 正君） いいですか。17番。

○17番（山木信勝君） はい、分かりました。分かりましたけど、部長、もう1点忘れとったんですけれども、よろしいでしょうか。

○副議長（上田 正君） 関連、関連でね。

○17番（山木信勝君） 関連じゃないんです。

○副議長（上田 正君） はい、いいです。

○17番（山木信勝君） いいですか。それじゃあね、67ページの給食センターの管理運営事業費の中で消耗品費3,894千円というのがありますね。これは食器を買われると聞いておるんですが、どのような食器になるんですか。今まで、何かおしなげな、どう言うんですかね、食器じゃったんですが、今度はいいのを買われますか。

○副議長（上田 正君） 教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） これは、西能美の給食調理場が新しくなるのに伴いまして、能美町で使っていた容器を変更していくものでございます。沖美町の食器がちょっと大きいですね。それで、その大きい方に合わせていこうとしたものです。はい。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

12番。

○12番（石下洋子君） この予算審議のことですが、ここへ、これを見てもはっきりどこの工事かとかいうようなこと、分からないことがたくさんあるので、この明細の方の説明をあらかじめいただきたいと思うんですが。

○副議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（田口宜久君） ご承知のようにですね、予算につきましては款項予算が審議の議決科目でございますので、もし、ここはどうだろうかというふうなところがありましたら、担当の方へですね、事前にお聞きいただければと私は考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○副議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第151号 平成17年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」について起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第151号 平成17年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」については、原案のとおり可決されました。

## 日程第 10 議案第 152 号

○副議長（上田 正君） 日程第 10「議案第 152 号 平成 17 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） ただいま上程になりました「議案第 152 号 平成 17 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

詳しくは福祉保健部長が説明申し上げますが、あらかじめのことを申し上げますと、退職被保険者療養給付費増額に伴う療養給付費交付金の増加、老人保健拠出金の額の確定、基盤安定負担金の額の確定等々によるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○副議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） それでは、「議案第 152 号 平成 17 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

9 ページでございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条第 1 項でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 128,275 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,827,275 千円とするものでございます。第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額についてご説明を申し上げます。

10 ページをお開きをいただきたいと思っております。

まず歳入でございます。

3 款国庫支出金でございますが、1.4%減の 17,038 千円の減額補正しております。4 款の県支出金は 2%減の 2,785 千円を減額補正するものでございます。先ほど市長が申し上げましたように、主として社会保険就労報酬支払基金に拠出をいたします老人保健拠出金の年間拠出額が確定したということに伴う国県支出金収入の減というものでございます。

次に、5 款療養給付費等交付金は 11.7%増の 91,690 千円の追加補正でございます。退職者医療費の増に伴う交付金収入の増によるものでございます。6 款の共同事業交付金は 1.7%減の 10,000 千円の減額補正でございます。精査によります交付金の減額が見込まれるというものでございます。7 款 1 項財産運用収入でございますが、587 千円の追加としております。8 款の繰入金でございますが、3.2%増の 8,284 千円の追加補正。先ほども申し上げましたが、低所得者対策として保険者を支援いたします保険基盤安定負担金の増額等に伴う繰り入れということでございます。繰入金は 57%増の 57,537 千円の追加補正でございますが、16 年度会計の決算見込みに伴います繰越金でございます。

以上、歳入補正予算額の合計額は、128,275 千円の追加補正をいたしまして、



決算歳入合計額を3,827,275千円とするものでございます。

次の11ページの歳出でございます。

まず、総務費でございますが、1款の総務費でございますが、7.1%増の3,253千円を追加補正するものでございます。これにつきましては、レセプト審査事業が医療費適正化対策事業として採択をされまして、国庫補助対象と新たになったということからレセプト点検職員の人件費の財源振り替えと補助対象事務費を追加させていただいたものでございます。2款の保険給付費は4.4%増の101,969千円の追加補正でございます。退職者医療費の増に伴うものでございます。3款の老人保健拠出金は7.9%減の65,703千円の減額補正でございます。これは老人保健拠出金の年間拠出額が確定したことに伴う減によるものでございます。次の7款の1項の基金繰入金につきましては、587千円を追加補正しておりますが、これにつきましては財政調整基金の預金利子収入の見込み額を計上をさせていただいたものでございます。次に6款の保険事業費。これは36.3%減の3,180千円の減額補正をしておりますが、健康優良世帯に対します表彰世帯数、これが確定をしたことに伴います減額でございます。9款の諸支出金は、32,026千円の追加補正をしております。16年度の療養給付費と国庫負担金の精算に伴います返還金を計上をさせていただいたものでございます。10款の予備費といたしまして58,587千円を追加いたしておりますが、主として、これについては繰越金を充当させていただいております。

以上、歳出補正予算額の合計額は、128,275千円の追加となり、歳出合計額を3,827,275千円とするものでございます。

以上で、「議案第152号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の説明を終わらせていただきます。

○副議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結しました。

これより、「議案第152号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、「議案第152号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 1 議案第 1 5 3 号

○副議長（上田 正君） 日程第 1 1 「議案第 1 5 3 号 平成 1 7 年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第 1 5 3 号 平成 1 7 年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

この主なものは、高額療養費の増額等によるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○副議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） それでは、「議案第 1 5 3 号 平成 1 7 年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明申し上げます。

1 3 ページでございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条第 1 項でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 2, 6 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 3 3 8, 4 7 1 千円とするものでございます。次に第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額についてご説明を申し上げます。

1 4 ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、1 款 1 項の支払基金交付金 2, 9 7 0 千円を追加をいたしまして、2 款の 1 項国庫負担金を 1, 6 8 6 千円追加いたしますとともに、3 款 1 項の県負担金を 4 2 1 千円追加補正するものでございます。次に、4 款 1 項の一般会計繰入金を 4, 6 7 1 千円減額しております。5 款 1 項の繰越金といたしまして 8 2, 2 6 5 千円を追加しておるところでございますが、これも 1 6 年度会計の決算見込みに伴う繰越金を計上させていただいておるものでございます。

以上、歳入補正予算額の合計額は、8 2, 6 7 1 千円の追加となりまして、歳入合計を 5, 3 3 8, 4 7 1 千円といたします。

次に、1 5 ページの歳出でございます。

まず、2 款 1 項医療諸費といたしまして 5, 5 0 0 千円を追加をいたしまして、4 款 1 項の償還金及び還付加算金を 9 6 千円追加しております。5 款 1 項の予備費といたしまして繰越金の大半を充当することといたしまして、7 7, 0 7 5 千円の追加補正でございます。

以上、歳出補正予算額の合計額は、8 2, 6 7 1 千円の追加でございます。歳出合計額を 5, 3 3 8, 4 7 1 千円とするものでございます。

以上で議案第 1 5 3 号の平成 1 7 年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結しました。

これより、「議案第153号 平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第153号 平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第154号

○副議長（上田 正君） 日程第12「議案第154号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第154号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

その主なものは、介護保険制度改正に伴う認定ソフトのシステム改修費用等々でございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします

○副議長（上田 正君） 横杉福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） それでは、「議案第154号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

17ページでございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項に記載しておりますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,911,288千円とするものでございます。次に、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額についてご説明を申し上げます。

18ページをお開きをいただきます。

3款2項の国庫補助金を351千円追加をいたしまして、7款1項の一般会計繰入金  
を6,714千円繰り入れております。次に、8款1項の繰越金として33,239千  
円追加をしておりますが、これにつきましては、16年度会計の決算見込みによります  
繰越金を計上しているものでございます。

以上、歳入補正予算額の総額は、40,304千円の追加でございます。歳入合計額  
を2,911,288千円とするものでございます。

次に、19ページの歳出でございます。

まず、第1款3項の介護認定審査会費といたしまして7,065千円を追加補正をし  
ております。これは、介護保険法の改正によりまして18年の4月から要介護認定区分  
の変更が行われます。これに伴います事前準備といたしまして認定審査会システムの改  
修経費として計上をさせていただいたものでございます。次に、4款1項の基金積立金  
として繰越金の一部14,746千円を計上しております。6款諸支出金2項償還金及  
び還付加算金として18,493千円を追加しております。これにつきましては、16  
年度の国庫及び県費負担金等の精算に伴う返還金でございます。過剰交付として繰り  
越しをされております繰越金を財源として計上をさせていただきました。

以上、歳出補正予算額の合計額は、40,304千円の追加となり、歳出合計額を2,  
911,288千円とするものでございます。

以上、「議案第154号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第3  
号）」の説明を終わらせていただきます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番。

○19番（太刀掛隼則君） ちょっと聞かせてください。

8款の繰越金33,239千円、見込み計上しとるということですが、歳出の方の4款  
基金積立金14,746千円、これ少ないんじゃないか思うんですが、繰越金の2分  
の1を基金に積み立てるという何がある思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） それはですね、介護保険特別会計については、保険  
給付費に対する歳入、これが超過したものにつきましては、本来はすべて基金に組み入  
れるということになるわけです。

したがって、この場合でいえば、全額繰り入れるということになるんですが、精算に  
よりまして超過交付があります、国庫・県費。これを償還をしなければいけません。そ  
の財源を除いた残りを繰越金として積み立てているということでございます。

○副議長（上田 正君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結しました。

これより、「議案第154号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第154号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第155号

○副議長(上田 正君) 日程第13「議案第155号 平成17年度江田島市港湾管理特別会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 「議案第155号 平成17年度江田島市港湾管理特別会計補正予算(第2号)」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○副議長(上田 正君) 土木建築部長。

○土木建築部長(黒瀬洋二君) それでは、「議案第155号 平成17年度江田島市港湾管理特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額の歳入歳出それぞれ6,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,756千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表による。

22ページをお開きください。

歳入としまして、まず3款1項繰越金でございます。これは、16年度決算に伴う港湾会計の収支でございまして、精算により7,288千円となり、7,287千円を補正しまして、7,288千円としました。この繰越金に伴い、2款1項一般会計繰入金としまして、当初予算で1,103千円を予算化しておりましたけども、これを減額、1,102千円を減額し、千円といたします。歳入合計としまして6,185千円を補正し、補正後の金額を50,756千円とします。

歳出でございます。

それは、1 款港湾管理費 1 項港湾管理費として 6, 1 8 5 千円を補正し、補正後、5 0, 2 5 6 千円といたします。これは、一般会計への繰出金とする予定でございます。歳出合計が 6, 1 8 5 千円補正しまして、5 0, 7 5 6 千円でございます。

以上が「議案第 1 5 5 号 平成 1 7 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）」の説明でございます。

以上です。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第 1 5 5 号 平成 1 7 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第 1 5 5 号 平成 1 7 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 1 4 議案第 1 5 6 号

○副議長（上田 正君） 日程第 1 4 「議案第 1 5 6 号 平成 1 7 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第 1 5 6 号 平成 1 7 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第 1 5 6 号 平成 1 7 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,234千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表による。

26ページをお開きください。

歳入でございますが、繰越金としまして73千円を補正しまして、繰越金補正後74千円。歳入合計としまして73千円の補正。補正後の金額1,388,234千円とします。

歳出としまして、総務費総務管理費としまして73千円を補正します。この補正の内容でございますけれども、これは増額と変更がございまして、主なものとしましては、江田島市の公共下水道の整備のための水洗便所の改造補助金、これは16年度実績を見込んで17年度計上しておりましたけれども、思ったより申込者、申請が多かったことから、補正をお願いしております。それともう一つは、切串浄化センター、これにつきまして、この7月に供用開始いたしました。当初予算では、管理費を見込みで計上しておりましたけれども、これは精算見込みが立ったための減額。これらを増減相殺しまして73千円を結果的に補正をするというものでございます。補正額としましては73千円。補正後の歳出額合計としまして1,388,234千円でございます。

以上が「議案第156号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の説明でございます。

○副議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結しました。

これより、「議案第156号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第156号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第157号

○副議長（上田 正君） 日程第15「議案第157号 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第157号 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

処理施設建設工事、管路工事費等の増加によるもの等でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第157号 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703,398千円とします。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表による。

第2条地方債の変更は、第2表による。

まず、歳入歳出予算でございます。

30ページをお開きください。

歳入、繰越金としまして4千円を補正し、補正後5千円といたします。7款1項市債、これを9,500千円追加いたしまして、補正後203,400千円といたします。歳入合計としまして、合計9,504千円を補正いたしまして、補正後の歳入合計を703,398千円といたします。

歳出でございますが、総務費総務管理費としまして496千円の減額としまして、減額後50,342千円でございます。これは、沖浄化センターの管理費の減額でございます。2款事業費としまして10,000千円を補正しまして、補正後566,585千円といたします。これにつきましては、この事業費につきましては、三高の浄化センター、処理場を建設しております。本年度完成予定でございますけれども、処理場の建設工事に伴い、追加工事が生じまして、それを10,000千円補正するものでございます。歳出合計としまして9,504千円を補正いたしまして、補正後の歳出合計を703,398千円といたします。

第2表地方債の補正でございますけれども、下水道事業債・農業集落排水事業沖美地区について限度額203,400千円補正、補正前193,900千円を補正しまして、203,400千円とするものでございます。

以上でございます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

17番。

○17番（山木信勝君） 今の10,000千円の三高処理区の追加工事が発生した



ということですが、どのようなところが発生したのでしょうか。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 三高の浄化センター、今、これを建設中でございますけども、処理場の土木工事、はい、これにつきまして、場内整備でも、外回りでございます、いわゆる法面処理について追加工事が発生いたしました。それを今回補正をいたしまして工事を変更したいと考えております。

○副議長（上田 正君） 17番。

○17番（山木信勝君） 普通、工事なんか、初めから分かるはずじゃないの。今になって発生したというのは。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） これは建設中に災害で崩れたものでございましたけども、これが公共災害として認められるもんじゃございませんでしたものですから、いわゆる市の事業として施工するものでございます。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第157号 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第157号 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第158号

○副議長（上田 正君） 日程第16「議案第158号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第158号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第158号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

説明の前に、失礼いたしました、正誤表をお配りしているかと思えます。これについてちょっとご説明いたします。

議案のうち、1ページ、第3条でございますけれども、内容としましては、上の3行を削除していただきたいということです。上の3行につきましては、前回で補正しております。今回、これ、当初予算と対比しましたので、記載しておりますけれども、現計予算と対比しまして、もう補正しますので、これは削除ということで、残りの下の2行を生かしてくださいということでございます。

それと、2ページですけれども、第6条の予算第8条の補正、補正予定金額、この減額2,457千円を2,157千円にするものです。これは記載ミスでございます。申し訳ありませんでした。

それでは、議案について説明いたします。

第2条でございます。平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

第1款下水道事業収益としまして、補正予定額を1,068千円減額し、補正後212,664千円でございます。その内訳としましては、第1項営業収益、第2項営業外収益、ご覧のとおりでございます。

支出でございますけれども、第1款下水道事業費用としまして2,775千円を減額し、補正後200,044千円とするものでございます。その内訳としましては、第1項営業費用、第2項営業外費用は、ご覧のとおりでございます。

次に、第3条第4条本文括弧中当該、失礼しました、ここの当該年度分損益勘定留保資金、これにつきましても一部39,914千円を40,472千円に修正することとしておりました。説明が落ちておりました。失礼いたしました。

繰り返します。第3条第4条本文括弧中当年度分損益勘定留保資金40,472千円を当年度分損益勘定留保資金50,307千円に改め、資本的支出を次のとおり補正します。

まず、収入としまして第1款資本的収入を1,440千円減額補正いたしまして、補正後797,314千円とするものでございます。その内訳としましては、企業債・出資金・国庫補助金・県補助金・負担金がございます、ご覧のとおりでございます。

一方、支出としましては、資本的支出を8,395千円補正いたしまして、補正後の資本的支出882,817千円でございます。その内容は、建設改良費、ご覧のとおりでございます。

第4条予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

公共下水道事業、補正前限度額207,100千円、補正後限度額207,000千円でございます。

2ページをお開きください。

第5条予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり定める。

職員給与費 947千円の減額補正をいたしまして、補正後 33,514千円でございます。これは、先ほど、11月にありました給与条例の変更に伴う給与会計の給与の補正でございます。

第6条予算第8条に定めた、他会計からの補助金を次のとおり補正するという。

一般会計補助金としまして2,157千円減額しまして、補正後 122,987千円とするものでございます。

この企業会計に関する、予算に関する説明書は次の3ページ、4ページ以降にございます。ご覧いただきたいと思っております。

以上で「議案第158号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」の説明を終わります

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番。

○17番（山木信勝君） 能美の下水道事業ですが、今までもよく間違いが多かったんですけどね。今後、このようなことのないようにお願いしたいと思います。

○副議長（上田 正君） 要望でいいですか。

○17番（山木信勝君） はい。

○副議長（上田 正君） ほかに質疑ありませんか。

19番。

○19番（太刀掛隼則君） 2ページ、3ページか。6目の減価償却費、補正額が84千円、55,083千円、これはどうなるのかね。これが費用で出されておるんですが、累積されておるのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 企業会計上、私もちよっと、十分詳しくはございませんけども、減価償却については月々勘定しておりまして、それは変動しておりますので、勘定したところでそれぞれ事あるごとに補正を組むと考えております。

○副議長（上田 正君） 19番。

○19番（太刀掛隼則君） 何に使われる、それじゃあ。私は、これ、減価償却費55,000千円認めればね、何に使われるのか、このことは。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 企業会計というのは、資産の出入りを管理するものでございます。この中で、いわゆる建設投資に対して資産の償却等を消却いうんですかね、残存価値を管理しながら経営を管理していくものだと思います

ただ、それが具体的にどのような形で予算で入ることなのか、私もちよっと不十分なところがありますので、正確にはちよっとお答えできません。

○副議長（上田 正君） 19番。

○19番（太刀掛隼則君） これは、やっぱり特別、この別々に能美公共下水道いうて、別に設けにゃいけんもんですか。公共下水いうのがあるのに、一つにしたらいうよ

うに思うんですが。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 減価償却ということについて再度申しますと、1回つくったものがだんだん価値が、年数が経つと、価値が減少していくもので、それを会計上処理しているものだとしています。詳しいことは、また勉強しときます。

それと、もう一つ、いわゆる企業会計と、今先ほどほかの予算で説明した公共下水道特別会計、これにつきまして、それともう一つ、農業集落排水事業も別会計でございます。これらにつきまして、現在、下水道の方で企業会計準備室をつくったという経緯もございませうけれども、いわゆる合併後のいろんな下水道事業をやっていますので、その中で各公共下水道事業、特環事業、農業集落排水事業やっております。そこらで、今後、どのような下水道会計が望ましいのか、そこらを検討してまいりたいと思っています。

ただし、能美町につきましては、下水道事業の立ち上げ当時から、企業会計を選択しましたということがございますので、基本的には企業会計を残していくと。で、将来的には特別会計へ集約していくという必要はあるのかもしれませんが。そこら辺について組織をつくって組織的に準備、対応しているものでございますけれども、これは下水道事業全体の、いわゆる課題という形で、今後、取り組んでいきたいと思っております。ご理解ください。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第158号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第158号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第159号

○副議長（上田 正君） 日程第17「議案第159号 平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第159号 平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○副議長（上田 正君） 中下企業局長。

○企業局長（中下清和君） 失礼します。

「平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」についてご説明させていただきます。

平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算書をお願いいたします。

「議案第159号 平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」。

第1条平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）予算は、次に定めるところによる。

第2条平成17年度江田島市交通船事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の方ですが、第1款汽船事業収益第1項営業収益で30,210千円の減額補正。支出の方ですが、第1款汽船事業費用第1項営業費用で87,000千円、第2項営業外費用で2,139千円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

補正の主なものにつきましては、収入につきましては利用客の伸び悩みによります営業収益の減少。支出につきましては、燃料費の高騰によります営業費用の増額補正が主なものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

17番。

○17番（山木信勝君）きのう、これ、市長さんが言われよった損益計算書が17年度末で110,000千円の減額になるという意味は、ここでよう分かりました。

それで、お客さんの伸び悩みで、もう収益が上がらないということですが、そんなに減額になるんですかね。もっと具体的にちょっと教えてほしいんですが。燃料費の方もね90,000千円ぐらいマイナスいっとるねえ。大変厳しいですよ。

それで、市長にお伺いしたいんですが、これからですね、運賃の改定とかね、ああいうふうなのも視野に入れておられるかどうか、お伺いいたします。

○副議長（上田 正君） 中下企業局長。

○企業局長（中下清和君） お答えさせていただきます。

収入の方ですが、当初予算に比較しまして、高速艇の収入が5.9%、定期客は3.7%、自動車収入が6.3%の減額でございます。当初予算が甘かった言われれば、申し訳ございません。ちょっと希望的観測を持った当初予算とさせてもらっておりました。全体で4.3%の減額でございます。

続きまして、費用の方でございますが、燃料費で80,000千円の補正をお願いし

とるわけでございまして、当初予算では、ことしの1月ごろの契約の予算でいきましたから、A重油で32円、これは10月で56円になっております。で、軽油の方が、予算計上時リッター40円で計上していましたが、現在、10月から66円になっております。全体で65%ぐらいアップしておるんですけど、一気にアップしたわけではないので、予算上60%のアップの80,000千円をお願いしております。

以上でございます。

○副議長（上田 正君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 17番議員にお答えしますが、まだまだINGでございまして、確たることは申し上げられませんが、なんといっても、この企業会計、いわゆる公営事業だけに、スタートが島民の交通の利便性を大きな柱としてやってきた事業だけに、今の置かれておる経営難が非常に苦しいところでございます。いろいろ要素が、今局長が言いましたように、利用客も減少、そして光熱水費も、燃料等の高騰によって非常に苦しい状況等々を見極めながら、いろんな面での議論が要ると思うんです。この公営航路だけに限らず、他の航路についても、今、側聞してみますと、踏み切った航路もあります。

したがいまして、私は、基本的には市民の交通の利便性が第一、とはいうものの、やはり、あるべき姿としての負担が余儀なくされる状況の中にあって、いろんな意見を拝聴しながら、踏み切るときには踏み切らざるを得ないかなという思いで昨日も申し上げたわけでございます。どうかご理解いただきたいと思っております。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

19番。

○19番（太刀掛隼則君） 同じ質問になるんじゃがね。今の企業努力、これも必要だと思うんですよ。これ以上できん言われたら、それまでやけど。3月の決算期になつたらね、まだまだ今の俗に言う赤字いうんですか、これ118,000千円だけど、まだまだ増える思うんですよ。どうですか、これは。

それと、一般会計からの繰り入れがある思うんですね、これ、補正せにゃならんで。この一般会計からの繰り入れの累積、どれぐらいなるか、お伺いたします。

○副議長（上田 正君） 中下企業局長。

○企業局長（中下清和君） お答えさせていただきます。

1点目の3月末が118,000千円以上になるんじゃないかと言われるんですけど、収入の方はもっと落ちるかも分かりませんが、費用の方が、今、ちょっと燃料費が下がりぎみでありますから、この損益は120,000千円ぐらいで済むんじゃないかと思っております。

それと2点目の一般会計の繰り入れはどのぐらいになつるかということなんですけど、一般会計からは、今のところ一切繰り入れておりません。

以上でございます。

○副議長（上田 正君） 19番。

○19番（太刀掛隼則君） 赤字になった場合はどうされるんですか。とんとんでいくんですか、これ。

○副議長（上田 正君） 企業局長。

○企業局長（中下清和君） 資金的には、先ほど申しあげました減価償却費が113,000千円ございますから。それと、いわゆる留保資金もありますので、資金的には、3月末では、やりくりできます。

○副議長（上田 正君） 19番。

○19番（太刀掛隼則君） ちょっとごめん、話が飛ぶんですが、減価償却費はあるんですか、今のような。特別会計では、減価償却は費用を充てる言うてるんですよ。こういうように使われるん。話が飛ぶんですけど。

○副議長（上田 正君） 今の、ちょっと全然違うけん、その内容が全然違いますね。後でまた詳しゅうに。

はい、終わります。

これをもって質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第159号 平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第159号 平成17年度江田島市交通船事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第160号

○副議長（上田 正君） 日程第18「議案第160号 平成17年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第160号 平成17年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○副議長（上田 正君） 中下企業局長。

○企業局長（中下清和君） 平成17年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

江田島市水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

「議案第160号 平成17年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」。

第1条平成17年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条平成17年度江田島市水道事業会計予算第2条中「（4）主要な建設改良事業 排水施設整備工事335,109千円」を「（4）主要な建設改良事業 配水施設整備工事353,733千円」に改める。

これは、このたび資本的支出の建設改良費で18,624千円増額補正をお願いいたしておりますので、この第2条の業務の予定量を改めさせていただくものでございます。

第3条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の方ですけど、第1款水道事業費用第1項営業費用で2,820千円の減額補正をさせていただくものでございます。

第4条予算第4条本文括弧書中「当年度損益勘定留保資金158,960千円」を「当年度損益勘定留保資金159,684千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の方ですが、第1款資本的収入第4項工事負担金で18,900千円の補正、支出の方で、第1款資本的支出第1項建設改良費で18,624千円、第2項企業債償還金で1,000千円の補正をお願いするものでございます。

第5条予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

これは議会の議決を得なければ流用することのできない経費を定めたものでございまして、職員給与費を5,375千円の減額補正です。

補正の主なものは、第3条予算、収益的収支で、職員の1名減、人事異動に伴う増減などで人件費の減と第4条予算、資本的収支で、下水道工事の追加に伴うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番。

○17番（山木信勝君） 4ページの上段に給与の明細書で改定率はゼロなんですけど、ここはあれですか、ないんですか、人勧でこの間、0.3%減になったんやら、勤勉手当とか、いろいろ改定がありましたよね、一般職は。どうでしょう。

○副議長（上田 正君） 中下企業局長。

○企業局長（中下清和君） 入れ忘れてました。で、△の0.3%です。記載漏れでございまして。一般会計として一緒でございまして。はい。人勧のとおりでございまして。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これから討論を行います。



討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結しました。

これより、「議案第160号 平成17年度江田島市水道事業会計補正予算(第2号)」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第160号 平成17年度江田島市水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。10分間ほど休憩を行います。

休憩後は議長と議事を交代します。

(休憩 14時13分)

(議長、議長席に復する)

(栗本勲二監査委員 入場)

○議長(田中達美君) 休憩を解いて会議を続けます。(再開 14時28分)

決算審査の意見書の説明について監査委員の栗本勲二君に説明を求めますので、入場させております。

#### 日程第19 議案第161号～日程第30 議案第172号

○議長(田中達美君) お諮りいたします。

日程第19「議案第161号 平成16年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第30「議案第172号 平成16年度江田島市振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの12件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第161号 平成16年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から「議案第172号 平成16年度江田島市振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

提出者から本12件の提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) ただいま一括上程になりました「議案第161号 平成16年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から「議案第172号 平成16年度江田島市振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの決算を見ましたので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。ご存じのように、合併後、つまり平成16年の11月1日からことしの3月末までの5カ月の決算でございます。

まず、栗本代表監査委員そして前加藤監査委員には、8月10日から31日まで長期間熱心に審査を賜りました。その労を多とするものであります。

厳しいご指摘の中にも温かみのあるご示唆を頂戴しました。今後の糧にしながら予算編成にも理を用いていきたいという覚悟でございます。

何とぞ議会におかれましては、ご理解あるご審議を賜りまして、適格なる認定をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 次に、本12件に関し、監査委員の審査意見についての説明を求めます。

監査委員、栗本勲二君。

○監査委員（栗本勲二君） ただいまご紹介を賜りました監査委員の栗本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成16年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査についてご報告をいたします。

平成16年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る8月10日から8月31日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。

その結果、平成16年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況は、関係諸帳簿の各係数と符合しており、疑義の経緯はありませんでした。

審査意見書をお手元に配布いたしておりますので、ご覧いただきますよう、お願いいたします。

なお、平成16年度決算については、前年度との比較ができる従来の内容と異なっておりますので、付け加えさせていただきます。

以上、報告をいたします。

○議長（田中達美君） 以上で監査報告を終わります。

暫時休憩いたします。

栗本監査委員の退席をお願いします。

（休憩 14時33分）

（栗本勲二監査委員 退場）

○議長（田中達美君） 休憩を解いて会議を続けます。 （再開 14時34分）

お諮りいたします。

ただいま一括議題といたしました「議案第161号 平成16年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から「議案第172号 平成16年度江田島市振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの12件については、全議員26名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本12件は、全議員26名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任については、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任とのことですが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、委員長に副議長上田正議員、副委員長に太刀掛隼則総務委員長を指名いたします。

### 日程第 3 1 発議第 1 1 号

○議長(田中達美君) 日程第 3 1 「発議第 1 1 号 定率減税の縮小・廃止に反対する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

山本議員。

○1 1 番(山本一也君) 失礼します。

「発議第 1 1 号 定率減税の縮小・廃止に反対する意見書(案)の提出について」。

地方自治法第 1 1 2 条及び江田島市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

江田島市議会議長 田中達美様、2005年12月12日提出、提出者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 越野哲也さん、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦さん、賛成者 江田島市議会議員 鎌田哲彰さん、以上3名です。

中身については、文章が長いので、割愛させていただきたいと思います。

皆さん、ご一読のほど、よろしくお願い申し上げます、提案にかえさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長(田中達美君) お諮りいたします。

「発議第 1 1 号 定率減税の縮小・廃止に反対する意見書(案)の提出について」は、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、「発議第 1 1 号 定率減税の縮小・廃止に反対する意見書(案)の提出について」は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「発議第11号 定率減税の縮小・廃止に反対する意見書(案)の提出について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、「発議第11号 定率減税の縮小・廃止に反対する意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第32 発議第12号

○議長(田中達美君) 日程第32「発議第12号 児童手当の拡充に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

山本一也議員。

○11番(山本一也君) 失礼します。

「発議第12号 児童手当の拡充に関する意見書(案)の提出について」。

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

江田島市議会議長 田中達美様、提出 2005年12月12日提出、提案者 市議会議員 山本一也、賛同者はさっきの3名さん同様でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

また、中身については割愛させていただきますので、ご一読のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中達美君) お諮りいたします。

「発議第12号 児童手当の拡充に関する意見書(案)の提出について」は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、「発議第12号 児童手当の拡充に関する意見書(案)の提出について」は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「発議第12号 児童手当の拡充に関する意見書(案)の提出について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「発議第12号 児童手当の拡充に関する意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第33 発議第13号

○議長(田中達美君) 日程第33「発議第13号 『真の地方分権改革の確実な実現』に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

西中議員。

○24番(西中克弘君) 「発議第13号 『真の地方分権改革の確実な実現』に関する意見書(案)の提出について」。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

江田島市議会議長 田中達美様、提出者 江田島市議会議員 西中克弘ほか3名でございます。

1枚はぐっていただいて、提出文は、次のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(田中達美君) お諮りいたします。

「発議第13号 『真の地方分権改革の確実な実現』に関する意見書(案)の提出について」は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、「発議第13号 『真の地方分権改革の確実な実現』に関する意見書(案)の提出について」は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「発議第13号 『真の地方分権改革の確実な実現』に関する意見書(案)の提出について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、「発議第13号 『真の地方分権改革の確実な実現』に関する意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第34 発議第14号

○議長(田中達美君) 日程第34「発議第14号 議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

下河内議員。

○18番(下河内泰君) 「発議第14号 議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)の提出について」。

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により提出します。

江田島市議会議長 田中達美様、平成17年12月12日提出、提出者 江田島市議会議員 下河内泰、賛成者、以下3名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長(田中達美君) お諮りいたします。

「発議第14号 議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)の提出について」は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、「発議第14号 議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)の提出について」は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「発議第14号 議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)の提出について」を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、「発議第14号 議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により12月14日から12月20日まで、7日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、12月14日から12月20日までの7日間、休会することに決定いたしました。

それでは、12月21日(水曜日)に再開いたしますので、午後3時にご参集をお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(延会 14時51分)